

小諸市通学路の安全確保に関する取組の方針  
(通学路安全プログラム)

平成 27 年 11 月  
小諸市教育委員会

## 1. 目的

小諸市では現在、通学路に関わるさまざまな関係者が、子どもたちの安全を確保するために活動しています。

こうした関係者が連携を深め、よりいっそう児童生徒が安全に通学できるよう、取り組みの方針を定めます。

## 2. 通学路安全にかかわる関係者

通学路の安全確保にあたっては、主に以下の関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、取り組みを推進することとします。

- ・ 児童生徒
- ・ 各学校安全協議会（学校、PTA、自治会、ボランティア等）
- ・ 小諸警察署
- ・ 交通安全協会
- ・ 小諸市交通指導員
- ・ 民生児童委員
- ・ 国土交通省長野国道事務所上田出張所
- ・ 長野県佐久建設事務所
- ・ 地域の方々
- ・ 小諸市（危機管理課、建設課、生活環境課 等）
- ・ 小諸市教育委員会（学校教育課）

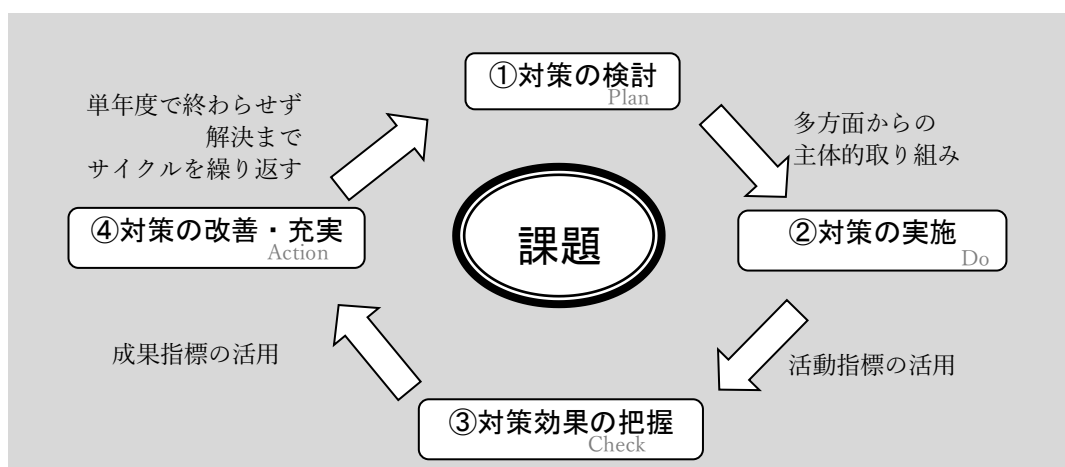
## 3. 取組方針

### （1）基本的な考え方

通学路の安全を確保するためには、日常的に課題意識を持ち、解決に向けた継続的な取り組みが必要となります。

そこで、日常的な通学路に対する課題への対応および合同点検は、下記のサイクルに基づき継続的に取り組むこととします。

## [通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



### (2) 定期的な合同点検

- ・市内の小中学校ごと、それぞれ1年に1回、合同点検を実施します。
- ・学校安全協議会やPTAの見回り等により確認された課題を中心に、関係者が集まり合同で点検を行います。
- ・対策が必要と判断された場合は、点検後、対策の検討に入ります。

### (3) 対策の検討

- ・対策が必要と明らかになった箇所について、関係者で協議し歩道整備や防護柵設置のようなハード対策及び交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策方法を検討します。

### (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、進捗状況を関係者間で共有しながら連携を図ります。

### (5) 対策効果の把握

- ・対策を実施した箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか関係者で確認をし、把握します。

#### (6) 対策の改善・充実

- ・効果把握の結果を踏まえて、さらなる対策が必要な課題については改めて方法を検討します。
- ・対策方法とその効果は、別の課題の対策を行う際にも反映させることでより安全確保を高めていくことを目指します。

## 4. 課題箇所と対策状況等の公表

課題箇所と対策状況、対応予定等を公表し、広く周知を図ります。

### 【改定】

令和6年1月12日

- ・表題「通学路の安全確保に関する取組の方針」を「小諸市通学路の安全確保に関する取組の方針（通学路安全プログラム）」に変更
- ・2. 通学路安全にかかわる関係者から、セーフコミュニティ子どもの安全対策委員会を削除
- ・2. 通学路安全にかかわる関係者のうち、総務課を危機管理課へ変更

担当課

小諸市教育委員会事務局

学校教育課 教育総務係

TEL 0267-22-1700 (2323)

Mail ksomu@city.komoro.nagano.jp